

給実甲第1393号

令和8年4月8日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後                    | 改正前           |
|------------------------|---------------|
| 目次                     | 目次            |
| 一～十四の三（略）              | 一～十四の三（略）     |
| <u>十四の四 船員作業手当（規則第</u> | （新設）          |
| <u>31条の2）関係</u>        |               |
| 十五～十七（略）               | 十五～十七（略）      |
| 八 狭あい箇所内等検査作業          | 八 狭あい箇所内等検査作業 |
| 手当（規則第17条）関係           | 手当（規則第17条）関係  |

|  |   |
|--|---|
| <p>規則第17条第1項第3号の「困難な構造検査又は使用再開検査」とは、職員がボイラ又は第一種圧力容器（内部にだ管又はかくはん器等の取付物のない蒸煮器、精練管及び消毒器等で内容積2立方メートル未満のものを除く。）の本体内部、煙道又は燃焼室に全身を入れて行う検査をいう。</p> <p>十四の四 船員作業手当（規則第31条の2）関係</p> <p>1 規則第31条の2第1項の「船員」とは、<u>海事職俸給表(一)</u>若しくは<u>海事職俸給表(二)</u>の適用を受ける職員又は<u>公安職俸給表(二)</u>、<u>教育職俸給表(一)</u>若しくは<u>医療職俸給表(一)</u>の適用を受ける職員で船舶に乗り組むものをいう。</p> <p>2 (略)</p> | <p>規則第17条第1項第2号の「困難な構造検査又は使用再開検査」とは、職員がボイラ又は第一種圧力容器（内部にだ管又はかくはん器等の取付物のない蒸煮器、精練管及び消毒器等で内容積2立方メートル未満のものを除く。）の本体内部、煙道又は燃焼室に全身を入れて行う検査をいう。</p> <p>十四の四 船員作業手当（規則第31条の2）関係</p> <p>1 規則第31条の2第1項の「船員」とは、<u>海事職俸給表(一)</u>若しくは<u>海事職俸給表(二)</u>の適用を受ける職員又は<u>公安職俸給表(二)</u>若しくは<u>医療職俸給表(一)</u>の適用を受ける職員で船舶に乗り組むものをいう。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|---|

以 上